

越谷市議会における後援の基準及び手続きに関する要綱

平成27年7月7日

議会告示第1号

改正 令和3年4月1日議会告示第1号

(目的)

第1条 この要綱は、国、他の地方公共団体、公益法人その他の団体（以下「団体」という。）が催す講演会、展示会、競技会、記念事業その他の事業に対し、後援を行う場合の基準等を定め、もって適正な議会運営を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「後援」とは、団体が広く市民を対象とし、その目的及び内容が芸術、文化又はスポーツの振興など市民福祉の増進に寄与すると認められる事業を行う場合に、越谷市議会（以下「市議会」という。）が団体の申請に基づいて当該事業の支援者として単に名を連ねることをいう。

(対象外事業)

第3条 市議会は、団体の行う事業が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、後援を行わない。

- (1) 特定の思想、政治又は宗教的な内容を含む事業
- (2) 営利、商業宣伝又は売名を目的とする事業
- (3) 入場料、出品料、参加料等を徴収する場合において、徴収する金額が事業を遂行するうえでの必要最小限の範囲を超え、かつ、参加者に過重な負担を求めることとなる事業
- (4) 次条第3項の規定により付した条件に違反する事業
- (5) 会員等の勧誘を目的とする事業
- (6) 法令等（法律及び法律に基づく政令その他の命令、埼玉県条例及び規則並びに越谷市の条例及び規則をいう。）に違反する事業

- (7) 公序良俗に反し、又は反するおそれのある事業
- (8) 参加者の安全及び衛生が十分確保できない事業
(後援の申請等)

第4条 市議会の後援を受けようとする団体は、事業の開催通知等において市議会の名を使用する1月前までに後援申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付し、議長に申請しなければならない。

- (1) 定款、会則等団体の設立目的及び活動内容を明らかにできる書類
- (2) 役員及び事業関係者の名簿
- (3) 事業計画等事業の目的、内容等を明らかにできる書類
- (4) 事業に係る収支予算書
- (5) その他議長が必要と認める書類

2 議長は、前項の規定により申請があった場合において、後援を行うときは後援決定通知書(第2号様式)により、後援をしないときは後援不承認通知書(第3号様式)により、当該団体に通知するものとする。

3 議長は、前項の規定により後援を行う場合において、必要があると認めるときは、その決定に条件を付することができる。

(事業変更等の届出)

第5条 後援の決定を受けた団体は、当該決定を受けた事業の内容を変更し、又は開催を中止しようとするときは、後援に係る事業変更・中止届出書(第4号様式)により、議長に届け出なければならない。

2 前項の届出書には、当該決定を受けた事業の内容を変更し、又は開催を中止することを示す書類を添付するものとする。

(後援の取消し)

第6条 議長は、後援の決定をした事業が、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、後援の決定を取り消すものとする。

- (1) 虚偽その他不正な手段により後援の決定を受けた場合
- (2) 第3条各号のいずれかに該当することが明らかになった場合

(3) 第4条第3項の規定により付した条件に違反した場合

2 議長は、前項の規定により後援の決定を取り消した場合は、後援決定取消通知書（第5号様式）により、当該団体に通知するものとする。

（事業実績報告書）

第7条 後援の決定を受けた団体は、当該決定を受けた事業が終了した場合は、速やかに後援に係る事業実績報告書（第6号様式）に事業に関する収支報告書、開催要領、パンフレットその他の事業の実施状況を明らかにできる書類を添付のうえ、当該事業の実績について議長に報告しなければならない。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年議会告示第1号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

後 援 申 請 書

年 月 日

越谷市議会議長 宛

団 体 名
申請者 所 在 地
代表者の職・氏名
電 話 番 号

後援を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の名称
- 2 事業の目的・内容
- 3 後援を受けたい理由
- 4 開催日時等
- 5 開催場所
- 6 参加予定者数
- 7 市議会以外で後援を行う団体
- 8 その他参考となる事項

第2号様式（第4条関係）

後 援 決 定 通 知 書

第 号
年 月 日

様

越谷市議会議長 印

年 月 日付けで申請のあった事業について、後援を行う
ことと決定したので下記のとおり通知します。

記

- 1 事業の名称
- 2 開催日時等
- 3 開催場所
- 4 承認の条件

申請内容に変更があった場合は、直ちに議長に報告すること。

5 その他

- (1) 事業が終了したときは、議長に事業実績報告書を速やかに提出すること。
- (2) 各施設に事業に係るポスター等の掲示を行うときは、あらかじめ各施設長の承認を受けること。
- (3) 後援の決定後においても、議長が後援をしたことが適当でないと思えるときは、後援の決定を取り消します。

第3号様式（第4条関係）

後援不承認通知書

第 号
年 月 日

様

越谷市議会議長 印

年 月 日付けで申請のあった事業について、後援しない
ことと決定したので下記のとおり通知します。

記

- 1 事業の名称
- 2 理由

第4号様式（第5条関係）

後援に係る事業変更・中止届出書

年 月 日

越谷市議会議長 宛

届出者 団 体 名
所 在 地
代表者の職・氏名
電 話 番 号

年 月 日付け 第 号で後援の決定を受けた
事業の（変更・中止）について、関係書類を添えて届け出ます。

- 1 事業の名称
- 2 理由
- 3 変更の内容

第5号様式（第6条関係）

後援決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

越谷市議会議長 印

年 月 日付け 第 号で通知した後援の決定を取り消すので、下記のとおり通知します。

記

1 事業の名称

2 理由

第6号様式（第7条関係）

後援に係る事業実績報告書

年 月 日

越谷市議会議長 宛

団 体 名
所 在 地
代表者の職・氏名
電 話 番 号

年 月 日付け 第 号で後援を受けた事業が終了
したので、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業の名称
- 2 開催日時等
- 3 事業の成果
- 4 参加者人数
- 5 市議会以外での後援を行った団体
- 6 収支報告書 別添のとおり